

とくべつていがくきゅうふきん し 特別定額給付金のお知らせ

新型コロナウイルス (COVID-19) が広がって、みなさんの生活が大変になっているので、みなさん一人ひとりに10万円ずつ、お金をくばることにしました。

●吉川市からお金をもらえる人

- ・令和2年(2020年)4月27日に、吉川市に住んでいる人
- ・外国人は、滞在期間が3か月以上の人

●金額

- ・一人10万円

●お金のくばり方

- ・世帯(家族)全員の分を、世帯主の銀行口座へ振り込みます。
- ・世帯主が他の人に振り込んでほしいときは、他の人の口座に振り込みます。

●どうやったらお金をもらえるか

- ・6月のはじめに、市役所から世帯主に、手続きのための用紙を郵便で送ります。
- ・用紙の書き方を、市のウェブサイトのにのせる予定です。
- ・用紙は、郵便で市役所に送ってください。

●外国人総合相談センター埼玉 電話番号 TEL 048-833-3296

- ・日本語がわからない人の生活の相談などを聞いてくれます。
- ・英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語で相談できます。



●おといあわせ

特別定額給付金について聞きたいときはこちらへ(日本語で説明します)

吉川市役所 特別定額給付金担当チーム (政策室内)

電話番号 048-940-1206